刑事訴訟法第百八十九条第一項および第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則及び犯罪捜査規範の一部を改正する規則

（刑事訴訟法第百八十九条第一項および第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則の一部改正）

第一条　刑事訴訟法第百八十九条第一項および第百九十九条第二項の規定に基づく司法警察員等の指定に関する規則（昭和二十九年国家公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
第２条　警察庁及び管区警察局に勤務する警察官のうち、刑事訴訟法第199条第１項に規定する逮捕状を請求することができる司法警察員及び同法第201条の２第１項に規定する逮捕状に代わるものの交付を請求することができる司法警察員は、次のとおりとする。 ［(1)～(7)　略］ **別記様式** No.＿＿＿＿ 証　票 所属 官職　氏　　名 上記の者は刑事訴訟法第１９９条第１項に規定する逮捕状を請求することができる司法警察員及び同法第２０１条の２第１項に規定する逮捕状に代わるものの交付を請求することができる司法警察員であることを証明する。 年　月　日 国家公安委員会　印	**第２条**　警察庁及び管区警察局に勤務する警察官のうち、刑事訴訟法第199条第１項に規定する逮捕状を請求することができる司法警察員は、次のとおりとする。 ［(1)～(7)　同左］ **別記様式** No.＿＿＿＿ 証　票 所属 官職　氏　　名 上記の者は刑事訴訟法第１９９条第２項の規定による指定を受けた司法警察員であることを証明する。 令和　年　月　日 国家公安委員会　印
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（犯罪捜査規範の一部改正）

第二条　犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。